

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	P F I 法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国立大学法人の施設整備に係るP F I 事業（B O T方式）の選定事業者が、政府の補助を受けて選定事業により整備する校舎の用に供する家屋及び償却資産。</p> <p>・ 特例措置の内容 国立大学法人の施設整備に係るP F I 事業（B O T方式）の選定事業者が、政府の補助を受けて選定事業により整備する校舎に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1とする。</p>		
関係条文	地方税法附則第11条第8項、附則第15条第20項		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲11) [平年度] — (▲17) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 国立大学法人において、事業内容に応じた適正なP F I の活用を促進し、効率的かつ効果的な施設整備を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 国立大学法人が自ら施設整備をする場合及び国立大学法人が施設を所有するB T O方式によるP F I 事業で施設整備をする場合は、不動産取得税等の資産課税が非課税となるが、民間事業者が施設を所有するB O T方式によるP F I 事業で施設を整備する場合は、不動産取得税等の資産課税が課せられる。 この資産課税の課税標準を2分の1とする特例措置の適用期限を延長することにより、民間事業者自ら責任を持ち、経営能力等をより発揮しやすいB O T方式による施設整備を促進することができることから、本特例措置の延長が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第107号）（抜粋） （基本理念） 第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第七十七条において同じ。）と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。</p> <p>科学技術基本計画（平成28年1月22日 閣議決定）（抜粋） 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 （2）知の基盤の強化 ② 研究開発活動を支える共通基盤技術、施設・設備、情報基盤の戦略的強化 iii) 大学等の施設・設備の整備と情報基盤の強化 大学及び公的研究機関の所有する研究施設・設備は、あらゆる科学技術イノベーション活動を支える重要なインフラである。このため、国は、大学及び公的研究機関の研究施設・設備について、計画的な更新や整備を進めるとともに、更新・整備された施設・設備については各機関に共用取組の実施を促しつつ、その運転時間や利用体制を確保するための適切な支援を行う。特に、国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校を指す。以下同じ。）の施設については、国が策定する国立大学法人等の全体の施設整備計画に基づき、安定的・継続的な支援を通じて、計画的・重点的な施設整備を進める。国立大学法人等においては、戦略的な施設マネジメントや多様な財源を活用した施設整備を推進する。研究開発法人の施設については、国立大学法人等の施設整備計画を参考に老朽化施設等の整備の方向性について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抜粋） 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 （2）主要分野ごとの改革の取組 ② 社会資本整備 （PPP/PFIの推進） 民間資金のより積極的な活用、既存の公的資産の利活用、収益を再投資に向ける仕組み等の構築を通じ、インフラ・公共サービス分野への民間の資金・ノウハウ活用について、抜本的に拡充する。このため、「成長戦略フォローアップ」及び「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。上下水道のコンセッションについて、関係府省庁が連携し、先頭に立って取組を開始する地方自治体を後押しするとともに、そのノウハウを横展開する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。刑務所の運営等にPFI手法を活用した事例の検証結果を踏まえ、地方を含めた庁舎建設などあらゆる公共サービスにPPP/PFIを積極的に活用する。</p> <p>PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）（令和元年6月21日 民間資金等活用事業推進会議決定）（抜粋） 5. 事業規模目標 （2）目標 事業類型ごとに以下の目標を達成すること等により、事業規模目標期間（平成25年度から令和4年度までの10年間をいう。以下同じ。）で21兆円の事業規模の達成を目指す。この目標を達成した場合、歳出削減等効果のほか、定量化は困難であるものの、民間の創意工夫を活かすことによる新規需要の創出等の経済波及効果が見込まれる。</p>
-----	-------------------	--

	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人において、事業内容に応じた適正なPFIの活用を促進し、効率的かつ効果的な施設整備を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間の延長要望
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・BOT方式のPFIによる国立大学法人等施設整備の促進
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人における、BOT方式のPFI事業は平成30年度までに6件となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・適用法人数：86法人（国立大学法人）令和元年5月現在 ・要望する延長期間中の適用法人の範囲の見込み：2法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者自ら責任を持ち、経営能力等をより発揮しやすいBOT方式によるPFI事業を促進することにより、国立大学法人における効率的かつ効果的な施設整備を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人施設整備経費 平成30年度補正予算額：23,288百万円 令和元年度予算額：115,498百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・上記予算措置により、本要望に係る、国立大学法人がBOT方式のPFI事業で整備するケースでは、民間事業者が施設を所有することから、不動産所得税等の資産課税が課せられるので、本特例措置により、この資産課税の課税標準を2分の1にすることで、民間事業者自ら責任を持ち、経営能力等をより発揮しやすいBOT方式による施設整備を促進でき、また、事業内容に応じた適切なPFI制度を活用した施設整備が図られるもの。
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI法により、公共事業等の整備等に関する事業は、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねることが求められている。 ・本件、BOT方式によるPFI事業としては、国立大学施設において、過去16年間に6件の特例措置が適用となったところ。 ・令和元年6月のアクションプランにおいても、PFI事業を更に推進していくこととされており、国立大学法人の施設整備においても、民間事業者自ら責任を持ち、経営能力等をより発揮しやすいBOT方式による施設整備を促進し、事業内容に応じた適切なPFI制度を活用した施設整備が図られるよう、特例措置を延長することが必要である。
	ページ	5—3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成26年度～平成30年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用法人数：平成26年度～平成30年度5法人（国立大学法人） <p>減収額 平成26年度 17,018千円（固定資産税、都市計画税）、（6件） 平成27年度 16,992千円（固定資産税、都市計画税）、（6件） 平成28年度 16,992千円（固定資産税、都市計画税）、（6件） 平成29年度 16,992千円（固定資産税、都市計画税）、（6件） 平成30年度 16,992千円（固定資産税、都市計画税）、（6件）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>P F I 法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税 課税標準（不動産の価格）：平成27年度 0千円 平成28年度 0千円 平成29年度 0千円 ・固定資産税 課税標準（固定資産の価格）：平成27年度 826,493千円 平成28年度 815,371千円 平成29年度 805,967千円 ・都市計画税 課税標準（固定資産の価格）：平成27年度 616,667千円 平成28年度 616,667千円 平成29年度 616,667千円
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人がB T O方式のP F I 事業で整備する場合は、不動産取得税等の資産課税が非課税となるが、民間事業者が施設を所有するB O T方式のP F I 事業では、不動産取得税等の資産課税が課せられる。 ・特例措置により、この資産課税の課税標準を2分の1にすることで、民間事業者自ら責任を持ち、経営能力等をより発揮しやすいB O T方式による施設整備を促進でき、また、事業内容に応じた適切なP F I 制度を活用した施設整備を図れる。
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B O T方式のP F I による国立大学等施設整備を促進。
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時からの達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B O T方式の新規P F I 事業の共用開始はなし。 <p>目標に達していない場合の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年のP F I 方式の事業は、事業内容が主に医学系や学内研究用であったため、運営を行うにあたり大学の意思が反映しやすいB T O方式を採用されたため。
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税制上の特例措置の新設年度：平成16年度（2年延長） ・税制上の特例措置の延長年度：平成18年度（2年延長） ・税制上の特例措置の延長年度：平成20年度（2年延長） ・税制上の特例措置の延長年度：平成22年度（5年延長） ・税制上の特例措置の延長年度：平成27年度（5年延長）
<p>ページ</p>	<p>5—4</p>